

## 大阪港湾局とポートケランオーソリティのパートナーシップ港提携に関する覚書

この覚書（以下「本覚書」という。）は、港湾法（1950年法律第218号）の規定により大阪市と大阪府の港湾管理者となった地方公共団体で、大阪市住之江区南港北2-1-10に所在する大阪港湾局と、1963年港務法（488法）に基づいて設立された法人で、マレーシア、セランゴール州ポートケラン42005ジャランペラブハンに所在するポートケランオーソリティとの間で2024年3月25日に取り交わされた。

当事者らについて、以下、個別に「当事者」、双方の当事者をまとめて「両当事者」といい、「両当事者」が管理する港をまとめて「両港湾」という。

両国の既存の友好関係を認識し、  
両港湾の利益となる継続的かつ効果的な連携の必要性を確信し、  
特に、港湾研究、研修及び実習、情報交換、技術支援や、両港湾間の航路拡大とサービスの充実といった分野における相互支援及び連携によるパートナーシップ港提携をめざし、  
こうした連携は両港湾共通の利益となり、両国の港湾間の友好関係と相互理解の促進に寄与するものと考え、  
両当事者は次のとおり合意した。

### 第1条 目的

本覚書の条項、自国の法令、政府方針、規則及び規制の対象となる両当事者は、本覚書の諸条件に定められている協力事業の実施を通じて、両港湾の友好親善と相互理解を促進するため、互いをパートナーシップ港として認識し、パートナーシップ港関係を構築することに合意する。

### 第2条 協力形態

両国で有効な法令、規制、手続き、政府方針の対象となる両当事者は、港湾研究、研修及び実習、情報交換や、両港湾間の貿易・交通・サービス向上方法の模索を通して、協力体制を確立することに合意する。

### 第3条 対象領域

両当事者は、本覚書の趣旨達成のため、可能な限り、相互支援と相互協力に努める。特に、

#### 1. 港湾研究

両当事者は、互いが合意した港湾関連事業のフィジビリティ・スタディ（実現可能性調査）の実施や情報交換を行うことに同意する。

#### 2. 研修及び実習

両当事者は、例えば

- ターミナルの管理・運営
- 海上交通の管理 — 海上（水路）における船舶の安全
- 港内船舶航行管理システム（VTMS）の導入と運用

といった分野において、港の効率性及び実効性の向上を目的とした人材交流研修を行うことに合意する。

### 3. 情報交換

いずれの当事者も他方の当事者に対して、両港湾間の統計データ（取扱貨物、航路数など）、両港湾を利用する船舶の利用状況に関する情報や、両港湾にとって利益となるその他の港湾関連情報に関して、協議や情報交換を依頼することができる。

### 4. 技術支援

いずれの当事者も他方の当事者に対して、技術的なインプット（知識）の向上や港湾施設、設備、機械（例：無線通信）の有効活用につながる助言や情報交換を依頼することができる。

### 5. 両港湾間の航路拡充とサービスの充実

両当事者は、貨物及び貿易の拡充や、ビジネスチャンスの創出につながる両港湾の利用拡大を目的としたプロモーションを両港湾間で実施することができる。

## 第4条 研修及び実習プログラム

第3条2項で示されている研修及び実習プログラムの、期間、具体的な内容、当該プログラム関連事業については、両当事者による個別合意事項の対象となる。

## 第5条 費用負担に関する合意

本覚書の枠組みにおいて実施される共同事業の費用負担の原則及び費用負担にかかる取り決めについては、資金及び資産の利用可能状況を見て、案件ごとに両当事者の相互合意が得られなければならない。

## 第6条 知的財産権

1. 知的財産権の保護は、当事者それぞれの国の法令及び規制、両当事者で署名された国際合意に準拠して効力を持つものとする。当事者それぞれの国の法令及び規制の対象となる本覚書による事業を履行するにあたり、作成・準備される製品、文書、資料に対して、いずれの当事者も知的財産権及び所有権を有する。

2. いずれの当事者も、他方の当事者の文書による事前合意なしに、他方の当事者の名前、ロゴ、公式標章を、いかなる刊行物、文書、書面に使用することを禁ずる。

3. 本条項の規定にかかわらず、各当事者が独自で開発した技術、製品、サービスに関しては、各当事者が知的財産権を有するものとする。

## 第7条 守秘義務

両当事者は、本覚書や本覚書に準拠して取り交わされた合意内容の実施期間中に他方の当事者から受理した、もしくは他方の当事者へ提供した全ての書類、情報、その他のデータの機密性・秘密性の管理を実施する。両当事者は、第7条が定める項目は、本覚書の終了後においても拘束力を維持することに合意する。

## 第8条 一時停止

各当事者は、国家安全保障、国益、公序、公衆衛生といった理由により、本覚書の全項目、もしくは部分項目の実施を一時停止する権利を保有する。この一時停止は、他方の当事者へ通知後、即時に効力を発揮する。

## 第9条 発効、期間及び終了

1. 本覚書は、署名日から効力を発揮し、本条項に従って終了するまで、その効力を維持する。
2. いずれの当事者も、他方の当事者へ3ヶ月前までに書面で通知することで、本覚書を終了することができる。
3. 本覚書を終了することは、本覚書終了日前に合意された継続中の活動とプログラムの履行に影響は及ぼさない。

## 第10条 修正、変更及び改定

両当事者は、双方の書面上での合意により、本覚書の全て、もしくは一部を修正、変更、もしくは改定することができる。このような修正、変更及び改定は、文章にまとめ、本覚書の一部を構成することとし、両当事者が決定した日より効力を発揮することとする。いずれの修正、変更及び改定も、修正、変更及び改定の実施日前に本覚書に基づいて生じる権利や義務を侵害することなく、行われることとする。

## 第11条 紛争解決

本覚書の解釈、また、本覚書の規定の履行もしくは導入において生じた疑義や紛争は、第三者や国際裁判所に言及することなく、両当事者間の友好的な協議と交渉により解決する。本覚書による提携事項は、義務や制限、法的拘束力を持たないこととするが、両当事者は、信義に従い誠実に取り組まなければならない。

## 第12条 連絡窓口の設置

両当事者は、定められた提携事項を着実に遂行するため、本覚書の締結後速やかに、連絡窓口となる担当者を指定し、担当者の連絡先を書面で相手方に通知する。また、当該内容に変更が生じた場合には、遅滞なく通知するものとする。

上記の合意を証するため、下記に署名した者は、各自の機関から正式に委任を受けて、本覚書に署名した。

大阪港湾局  
局長 丸山 順也

ポートケランオーソリティ  
会長 イアン・ヨン・ヒアン・ワー

---

---